

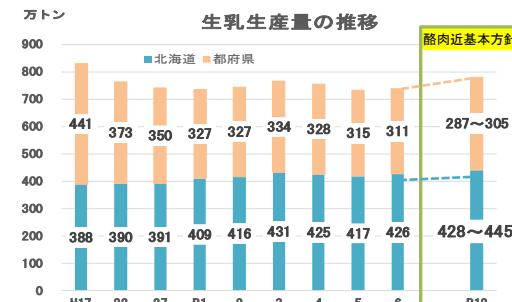
令和8年度 畜産物価格等酪農・畜産政策に関する提案

資料2-1

現状・課題

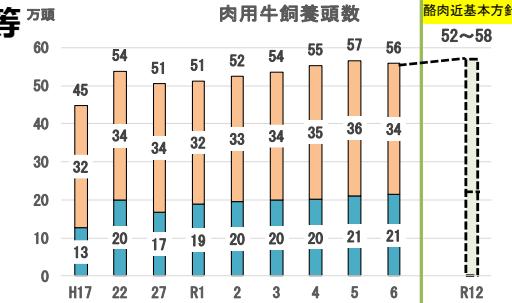
1 生乳生産量の推移等

- 令和6年度の生乳生産量は生産抑制の見直し等により前年比2.1%増の426万トン。
- 国の基本方針における本道の生産量は最大445万トン。



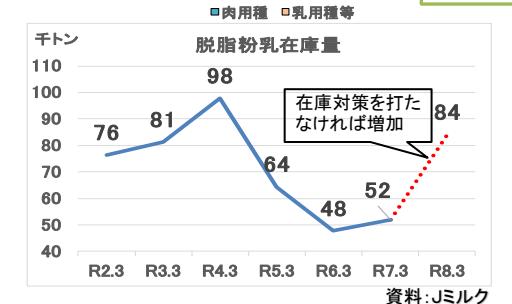
2 肉用牛飼養頭数の推移等

- 令和6年度の肉用牛の飼養頭数は前年比1.4%減の56万頭。
- 国の基本方針における本道の飼養頭数は最大58万頭。



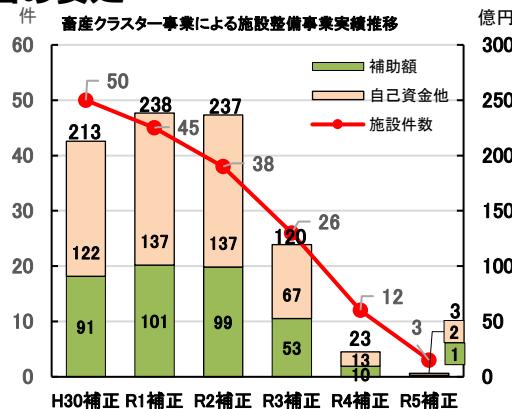
3 脱脂粉乳の在庫量

- 在庫対策(R4～)により減少しているが、需要量が供給量を下回り、対策を打たなければ令和7年度末には8万4千トンに増加する見込み。



4 酪農・畜産における経営の安定

- 国の基本方針で位置づけられた本道酪農畜産の役割と責任を確実に果たしていくためには、需要を創出しつつ、生産基盤を維持・強化し、経営の安定を図ることが重要。
- 家族経営等の酪農・肉用牛の生産基盤を維持・強化していくためには、畜産クラスター事業の中長期的な継続等が必要。



提案項目

1 酪肉近基本方針の実現に向けた施策の推進

- 本年4月に策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の目標の実現に向け、本道がその役割と責任を十分に果たしていくため、各種施策の着実な推進と必要な予算を確保するとともに、生産者が将来にわたり安心して営農を続けられる環境づくりを推進

2 畜産物価格等の適切な設定

- 補給金等の単価及び総交付対象数量、保証基準価格等の適切な設定

3 酪農・畜産における経営安定対策の推進

- 加工原料乳生産者経営安定対策に係る必要な予算の確保
- 生乳需給の安定に向けた取組の充実強化
- 牛・豚マルキンに係る必要な予算の確保
- 経営の安定に向けた合理的な価格形成の推進
- 農業制度金融の充実・強化

4 酪農・畜産の持続的発展に向けた生産体制の強化及び需要の創出

- 畜産クラスター事業の中長期的な継続と必要な予算の確保
- 酪農ヘルパーやコントラクター等の営農支援組織の育成強化
- 配合飼料価格安定制度の安定的な運用
- 自給飼料の生産・利用拡大を図る取組の推進
- 環境負荷軽減の取組や家畜ふん尿処理等の整備・補修に係る支援
- 牛乳乳製品の消費拡大、牛肉や牛乳乳製品の輸出促進に向けた取組への支援ほか

5 家畜衛生の推進による畜産物の安定生産

- 海外悪性伝染病等の防疫対策、牛肉の安全安心の確保に向けた予算の確保ほか

酪農・畜産の経営体质の強化へ、強固な産業になることを目指して！

令和8年度畜産物価格等 酪農・畜産政策に関する提案書

～酪農・畜産の経営体質の強化と
強固な産業になることを目指して～

令和7年11月
北海道

本道の酪農・畜産は、世界的な穀物需要の増加や円安の影響などによる飼料価格をはじめ、様々な生産資材価格が高止まりしており、依然として厳しい経営環境となっています。

また、担い手の減少や高齢化の進行、後継者の不在、家族経営を支える営農支援組織の労働力不足に加え、TPP協定等をはじめとした国際化の進展や海外悪性伝染病に対する防疫対応など、難しい課題に直面しています。

現在、道では、国の「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」が策定されたことを踏まえ、来年3月までに将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指して「第9次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定することとしております。

こうした中、本道の酪農・畜産が、我が国の食料の安定供給に最大限寄与していくためには、畜産物価格等の適切な設定や経営安定対策の推進、自給飼料の生産・利用の拡大など外的要因に影響されにくい体質の強い酪農・畜産経営の確立を図り、生産体制の強化や需要の創出など生産者が将来にわたり安心して営農を続けられる環境づくりを推進することが重要です。

つきましては、本道の酪農・畜産が今後ともその役割と責任を十分に果たしていくことができるよう、関係機関・団体とも連携しながら、諸般の課題に全力で取り組んでまいりますので、そのための国の総合的な支援策の実施について、次のとおり御提案申し上げます。

令和7年11月
北海道

目 次

1 酪肉近基本方針の実現に向けた施策の推進	· · · 1
2 畜産物価格等の適切な設定	
(1) 加工原料乳生産者補給金、集送乳調整金の単価等の適切な設定	· · · 1
(2) 肉用子牛生産者補給金の保証基準価格等の適切な設定	· · · 1
3 酪農・畜産における経営安定対策の推進	
(1) 酪農における経営安定対策等の推進	· · · 1
(2) 肉用牛・養豚における経営安定対策等の推進	· · · 1
(3) 農業経営の安定に向けた合理的な価格形成の推進	· · · 1
(4) 農業制度金融の充実・強化	· · · 2
4 酪農・畜産の持続的発展に向けた生産体制の強化及び 需要の創出	
(1) 酪農・畜産におけるの維持・強化	· · · 2
(2) 営農支援組織の育成強化	· · · 2
(3) 酪農・乳業を支える乳牛改良の推進	· · · 3
(4) 配合飼料対策の推進	· · · 3
(5) 自給飼料の生産性向上及び利用拡大を図るための取組の推進	· · · 3
(6) 環境負荷軽減に向けた酪農・畜産経営の推進	· · · 3
(7) 生乳需要の維持・拡大に向けた取組への支援	· · · 4
(8) チーズの高品質化と低コスト化等の推進	· · · 4
(9) 生乳及び牛乳乳製品の生産・流通体制の強化	· · · 4
(10) 食肉の生産・流通体制の強化	· · · 4
(11) 畜産物の輸出促進に向けた環境の整備	· · · 4
5 家畜衛生の推進による畜産物の安定生産	
(1) 海外悪性伝染病等に関する防疫対策等の強化	· · · 5
(2) 家畜伝染病等の侵入・まん延防止対策の強化	· · · 5
(3) 牛肉の安全・安心の確保	· · · 6

1 酪肉近基本方針の実現に向けた施策の推進

- 本年4月に策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」で示された目標の実現に向け、本道の酪農・畜産が今後ともその役割と責任を十分に果たしていくため、必要な予算の確保と各種施策を着実に推進するとともに、生産者が将来にわたり安心して営農を続けられる環境づくりを推進すること。

2 畜産物価格等の適切な設定

(1) 加工原料乳生産者補給金、集送乳調整金の単価等の適切な設定

- 酪農経営の安定が図られ、生産意欲の向上と生産基盤の強化につながるよう、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、再生産が可能な水準が維持される単価及び総交付対象数量を適切に設定するとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 肉用子牛生産者補給金の保証基準価格等の適切な設定

- 肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産者補給金制度について、保証基準価格等の適切な基準の設定と必要な予算を確保すること。

3 酪農・畜産における経営安定対策の推進

(1) 酪農における経営安定対策等の推進

- 酪農経営の安定化を図るため、加工原料乳の取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填する加工原料乳生産者経営安定対策事業などについて、必要な予算を確保すること。
- 酪農経営の持続的な発展を図るため、生乳需給の安定に向けた取組を充実強化するとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 肉用牛・養豚における経営安定対策等の推進

- 肥育牛・肥育豚価格の低下により肥育経営農家の収益性が悪化した場合に、標準的販売価格と標準的生産費との差額を交付する牛マルキン、豚マルキンについて、それぞれ適切な基準の設定と必要な予算を確保すること。

(3) 農業経営の安定に向けた合理的な価格形成の推進

- 農業者が将来にわたり再生産可能な所得を安定的に確保できるよう、農業者や食品事業者、消費者など食料システム関係者の合意の下、コストを考慮した価格形成に向けて環境整備に取り組むこと。

(4) 農業制度金融の充実・強化

- 物価高騰による影響が長期化する中、農業者の資金繰りを支援するため、農林漁業セーフティネット資金について、令和8年3月末までとなっている原油価格・物価高騰等に係る特例措置の期限を延長するとともに、金融機関に対し、農業者の経営状況に応じて、既往債務の償還猶予や条件変更などの措置を講ずるよう、引き続き、強く働きかけること。

4 酪農・畜産の持続的発展に向けた生産体制の強化及び需要の創出

(1) 酪農・畜産における維持・強化

- 酪農・畜産経営の生産基盤の維持・強化を図るため、収益性の向上や省力化に資する取組を支援する畜産クラスター事業等について、中長期的に継続するとともに、生乳の需給動向等を踏まえ必要な予算を確保すること。
- 肉用牛生産基盤の維持・強化、肉専用種繁殖経営への施設整備等に対して支援する肉用牛経営安定対策補完事業を中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 営農支援組織の育成強化

- 酪農ヘルパー制度の円滑な推進に向けて、酪農ヘルパー利用組合が行う人材の確保・育成や経営基盤の強化等に向けた取組、傷病時利用への支援を中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 農業者の労働負担の軽減と生産基盤の拡大に資するコントラクターなどの農作業受託組織について、安定的かつ効率的な運営が図られるよう、機械作業等を担うオペレーターの確保、農作業機械の導入及び経営基盤の強化の支援に必要な予算を確保すること。

(3) 酪農・乳業を支える乳牛改良の推進

- 長命連産などに優れた乳用牛の生産を進めるため、ゲノミック評価等の根幹となるSNP検査から得られるデータや牛群検定、体型審査等によるデータの収集に必要な予算を確保するとともに、牛群検定事業が安定的・効率的に実施されるよう、不足している検定員の育成・確保などに対する支援を検討すること。

また、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業について、中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。

(4) 配合飼料対策の推進

- 配合飼料価格安定制度について、将来の価格高騰時に借入金に依存することなく基金団体が補填を実施できるよう、運用改善の実効性の検証を行うなど、制度の安定的な運用に努めること。
- 酪農畜産の生産基盤を維持・強化するため、配合飼料の製造や輸送の効率化に向けた調査・実証への支援について、必要な予算を確保すること。

(5) 自給飼料の生産性向上及び利用拡大を図るための取組の推進

- 飼料作物の生産・利用拡大を図るため、北海道の厳しい気象条件や近年の高温などの気候変動にも対応できる品種の開発を進めるほか、草地の植生改善、飼料用とうもろこしの安定生産に向けた技術実証、TMRセンター・コントラクターなどの営農支援組織の人材確保や機械導入、飼料の供給体制の構築への支援に対する予算を確保すること。
- 地域の酪農・肉用牛生産者等が連携して取り組む高栄養な草種の導入や二番草・三番草の生産などの良質な飼料生産の取組、飼料の有機栽培を支援する飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛产地支援事業について、必要な予算を確保すること。

(6) 環境負荷軽減に向けた酪農・畜産経営の推進

- 2050年までのCO₂ゼロエミッションを実現するため、畜産分野における温室効果ガスの削減、吸収に貢献できる技術開発の促進やバイオガスプラント等の再生可能エネルギーの導入に必要な予算を確保すること。
- 規模拡大に伴う家畜排せつ物の増加への対応や、悪臭の防止、排水基準の強化など環境規制に適切に対応していくため、新たな処理施設の整備や補修などの推進に必要な予算を確保すること。

(7) 生乳需要の維持・拡大に向けた取組への支援

- 安全で品質の高い牛乳乳製品の消費拡大や学校給食用牛乳の安定供給に向けた配送効率化の取組などについて、継続的な支援を行うとともに、必要な予算を確保すること。

(8) チーズの高品質化と低コスト化等の推進

- 国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、チーズ向け生乳の高品質化やコスト低減、チーズ工房等の国産チーズの生産性向上や品質向上、ブランド化などを通じた需要拡大に向けた対策の継続と必要な予算を確保すること。

(9) 生乳及び牛乳乳製品の生産・流通体制の強化

- 集送乳に係る流通コストの低減等に向け、大型のタンクローリー等の計画的な整備に必要な予算を確保すること。

(10) 食肉の生産・流通体制の強化

- 食肉の流通や集出荷の安定化に向け、流通・処理コストの低減や製品の高付加価値等に必要な食肉流通処理施設の整備、食肉処理施設における稼働率の向上や高度な衛生水準の確保などを支援するために必要な予算を確保すること。

(11) 畜産物の輸出促進に向けた環境の整備

- 輸出相手国における検疫や農薬基準、農畜産物処理施設の衛生管理基準、並びにこれらの基準への適合に必要な手続など、輸入条件の緩和に向けた国家間交渉を推進すること。
- 輸出相手国の規制やニーズへの対応、品質保持技術の整備を含む流通網の構築など、牛肉、牛乳乳製品などの畜産物輸出体制の整備に取り組む産地への支援について、必要な予算を確保するとともに、海外への遺伝資源流出防止等の対策を講じること。

5 家畜衛生の推進による畜産物の安定生産

(1) 海外悪性伝染病等に関する防疫対策等の強化

- 海外悪性伝染病等に関する防疫対策を強化するため、防疫対策に要した経費の補助率の引き上げや補助対象経費の拡大とともに、関連対策の拡充に必要な法改正を行うこと。
- 海外悪性伝染病等の発生に備え、国においても派遣人員の増員や防疫資材の備蓄体制を強化するなど、発生都道府県への速やかな支援体制を構築すること。
- 感染経路や発生原因を早急に解明するとともに、さらなる感染拡大の防止に向けた対策を講じること。
- 発生農場の円滑な経営再開や制限区域内の農場における経済的影響の緩和に向け、十分な経営支援対策を講じること。
- 海外悪性伝染病等の侵入防止体制の強化を図るため、不法な畜産物の持込みに対する罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法の改正等の措置を講じること。

(2) 家畜伝染病等の侵入・まん延防止対策の強化

- 地域の自衛防疫組織が一体となって取り組む防疫体制の強化及び生産者が取り組む飼養衛生管理の向上、伝染性疾病発生時の清浄化対策への経費負担に対する支援を継続するとともに、家畜伝染病の診断技術の向上等に必要な予算を確保すること。
- ヨーネ病について、清浄化対策に係る患畜の評価における最高限度額の見直しやハイリスク牛を自主的淘汰するための予算枠の確保、費用対効果の検証等に基づいた効率的かつ効果的な検査手法の開発への支援を継続するとともに、より効果的な防疫体制のあり方について抜本的な見直しを進めること。
- 全国的に都道府県に勤務する公務員獣医師が不足している状況を踏まえ、厚生労働省及び環境省とも連携し、公務員獣医師確保に向けた対策を拡充すること。また、職域の偏在が不足の要因のひとつであることから、大学教育のあり方を含め、獣医師の偏在を是正すること。

(3) 牛肉の安全・安心の確保

- 令和6年4月より検査対象が見直されたBSEについて、検査牛が減少する中、引き続き国内における清浄性を維持するため、BSE検査の円滑な実施に支障を及ぼすことのないよう、必要な予算を確保すること。
- 牛由来肉骨粉について、摂取防止材の配合要件撤廃を含めた見直しを検討するとともに、豚・鶏用飼料への利用が軌道に乗るまでは、肉骨粉適正処分対策事業の継続及び必要な予算を確保すること。
- BSE対策の有効性について、引き続き国の責務として、広く国民に対して丁寧な説明を行うとともに、我が国のBSEの実態に応じたリスク管理措置となるよう検証を行い、効率的かつ効果的な対策を検討すること。